

2015年7月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

「集団的自衛権の行使」は憲法に違反しており 「安全保障関連法案」のすみやかな撤回を求めます

佐賀県生活協同組合連合会

会長 喜多 裕彦 印

安倍内閣は、集団的自衛権の行使を可能にするため、「国際平和支援法案」及び自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」を、今国会へ提出しました。

与党は、今国会での成立を確実にするため会期を3月延長し、同法案は現在も国会で審議中です。

しかし、この法案が憲法に違反することは、日を迫うごとに鮮明になっています。

6月3日には146名の憲法学者から「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」が出され、同4日の衆議院憲法審査会でも、与党の自民党と公明党が推薦した参考人も含む、著名な憲法学者3人全員が「憲法違反」と明言しました。

このような憲法学界からの批判に対し、菅官房長官は「まったく違憲でないという著名な学者もたくさんいる」と国民へ説明しましたが、実際は、同法を合憲とする憲法学者はわずか3人のみで、大多数の意見は「同法案は憲法違反」であり、それが学界の定説となっています。

6月22日には、同法案を審議する衆院特別委員会で、2名の元内閣法制局長官が「集団的自衛権が憲法9条の下で認められないのは確立した解釈だ」「(原油懸念から)ホルムズ海峡の機雷封鎖に対し武力行使するなら、満州事変のときと同じだ」等、いずれも「同法案は違憲」と明言しました。

また、6月25日の若手自民党議員の学習会における言論統制ともいえる発言や、講師として参加した百田尚樹氏の「沖縄の(新聞社)2社についてはつぶしてしまえ」等の発言に至っては言語道断であり、戦前への逆戻りと言わざるを得ません。

この間、マスコミ各社が実施した世論調査等でも、同法案は「憲法に違反していると思う」「政府の説明は不十分」「今国会で成立させることに反対」といった声が多数をしめています。

私たち生活協同組合は、先の大戦における悲慘な結末を教訓とし、戦後は一貫して国民生活の安定と生活文化の向上を期すことを目的とし、平和とよりよき生活を求めて活動しています。

歴史から学ぶべきは、武力の行使は憎しみの連鎖を生み、紛争をむしろ拡大させることに繋がり、軍事力では平和を創りだせないということです。

時の政権が、正式な憲法改正手続きを行うこともなく、長年かけて積上げてきた憲法解釈の重要な政府見解を、閣議決定のみで覆し、大多数の憲法学者が違憲とする法案を、国民への十分な説明を行うこともなく、与党多数の力で短期間に成立させようとするのは、法治国家の根幹とも言える「国民主権」と「立憲主義」を全く踏みにじる行為であり、断じて許されるものではありません。

このようなことから、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案が、憲法に違反していることは明白であり、同法案のすみやかな撤回を求めます。

2015年7月7日

公明党代表 山口 那津男 殿

「集団的自衛権の行使」は憲法に違反しており 「安全保障関連法案」のすみやかな撤回を求めます

佐賀県生活協同組合連合会

会長 喜多 裕彦 印

安倍内閣は、集団的自衛権の行使を可能にするため、「国際平和支援法案」及び自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」を、今国会へ提出しました。

与党は、今国会での成立を確実にするため会期を3月延長し、同法案は現在も国会で審議中です。

しかし、この法案が憲法に違反することは、日を迫うごとに鮮明になっています。

6月3日には146名の憲法学者から「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」が出され、同4日の衆議院憲法調査会でも、与党の自民党と公明党が推薦した参考人も含む、著名な憲法学者3人全員が「憲法違反」と明言しました。

このような憲法学界からの批判に対し、菅官房長官は「まったく違憲でないという著名な学者もたくさんいる」と国民へ説明しましたが、実際は、同法を合憲とする憲法学者はわずか3人のみで、大多数の意見は「同法案は憲法違反」であり、それが学界の定説となっています。

6月22日には、同法案を審議する衆院特別委員会で、2名の元内閣法制局長官が「集団的自衛権が憲法9条の下で認められないのは確立した解釈だ」「(原油懸念から)ホルムズ海峡の機雷封鎖に対し武力行使するなら、満州事変のときと同じだ」等、いずれも「同法案は違憲」と明言しました。

また、6月25日の若手自民党議員の学習会における言論統制ともいえる発言や、講師として参加した百田尚樹氏の「沖縄の(新聞社)2社についてはつぶしてしまえ」等の発言に至っては言語道断であり、戦前への逆戻りと言わざるを得ません。

この間、マスコミ各社が実施した世論調査等でも、同法案は「憲法に違反していると思う」「政府の説明は不十分」「今国会で成立させることに反対」といった声が多数をしめています。

私たち生活協同組合は、先の大戦における悲慘な結末を教訓とし、戦後は一貫して国民生活の安定と生活文化の向上を期すことを目的とし、平和とよりよき生活を求めて活動しています。

歴史から学ぶべきは、武力の行使は憎しみの連鎖を生み、紛争をむしろ拡大させることに繋がり、軍事力では平和を創りだせないということです。

時の政権が、正式な憲法改正手続きを行うこともなく、長年かけて積上げてきた憲法解釈の重要な政府見解を、閣議決定のみで覆し、大多数の憲法学者が違憲とする法案を、国民への十分な説明を行うこともなく、与党多数の力で短期間に成立させようとするのは、法治国家の根幹とも言える「国民主権」と「立憲主義」を全く踏みにじる行為であり、断じて許されるものではありません。

このようなことから、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案が、憲法に違反していることは明白であり、同法案のすみやかな撤回を求めます。